

米子市飲食店向けインバウンド受入環境整備支援補助金 Q&A（7/10 時点）

- 質問 本事業でいう飲食店とは、どのような店舗を指しますか？
- 回答 店舗内に客席を備え、来訪客に主として「食事」を楽しんでいただく店舗を指します。
※レストランや居酒屋を想定しています。

- 質問 補助金の対象となる取組の具体例は？
- 回答 主としてインバウンド観光客の受入環境整備に要する初期費用を想定しており、外国語表記のメニュー表の作成（電子媒体によるものを含む）、外国語表記の店舗内案内板の作成、Wi-Fi 機器の購入費、自社サイトの多言語対応（ウェブ予約対応）、GoogleMAP 掲載情報の多言語対応などが例としてあげられます。

- 質問 本補助金の交付決定前に環境整備に着手しても良いですか？
- 回答 いいえ。本補助金の交付対象とする整備事業は、必ず交付決定後に着手してください。

- 質問 補助対象経費に消費税額は含まないとありますが、申請時に提出する見積書も税抜価格で作成しないといけませんか？
- 回答 いいえ。税抜・税込どちらの表記でも構いません。ただし、消費税額が明記されていない場合も、消費税額相当と思われる金額を差し引いた額で申請する必要がありますのでご注意ください。

- 質問 交付決定後、見積合わせを行ったことなどにより、交付申請時よりも必要な経費額が下がりました。米子市に報告が必要でしょうか？
- 回答 経費額が下がる場合は、特に報告は必要ありません。
※逆に増加する場合は事前に必ず報告してください。

- 質問 実績報告書への添付書類として領収書等の提出が必要ですが、必要経費を銀行振込にて支払ったので領収書はありません。この支払いについての記載がある通帳のコピーでも構いませんか？また、インターネットバンキングで通帳がない場合はどうしたらよいですか？
- 回答 通帳がある場合は通帳のコピーで構いません。インターネットバンキングの場合は、取引結果照会画面等、支払日・相手先・支払額がはっきりと分かるもののコピーを提出してください。ただし、いずれの場合も、あわせて請求書（コピー可）の提出が必要です。